

【病児保育室】

育児サポート アイアイ
(愛和病院建物西側奥)

【所在地】
川越市古谷上983-1

【電話番号】
049-235-8926

【利用できない日】
日曜、祝・休日、12/29~1/3

【利用時間】
午前8:00~午後6:00
(建物の奥に出入口があります。)

みついきっずケア
(三井病院内3階)

【所在地】
川越市連雀町19-3
※令和4年6月1日から移転しました。

【電話番号】
080-1751-6554

【利用できない日】
日曜、祝・休日、12/29~1/3

【利用時間】
午前8:00~午後6:00

おさるのゆりかご
(おげきこどもクリニック内)

【所在地】
川越市砂新田2-8-6

【電話番号】
049-265-8800

【利用できない日】
日曜、祝・休日、12/29~1/3

【利用時間】
午前8:00~午後6:00

【病後児保育室】 ※医師に「病児」と診断された場合はご利用になれません。

ハートランドともいき
(ともいき保育園内)

【所在地】
川越市笠幡1645-125

【電話番号】
049-227-3811

【利用できない日】
土曜、日曜、祝・休日、
12/29~1/3

【利用時間】
午前8:00~午後6:00

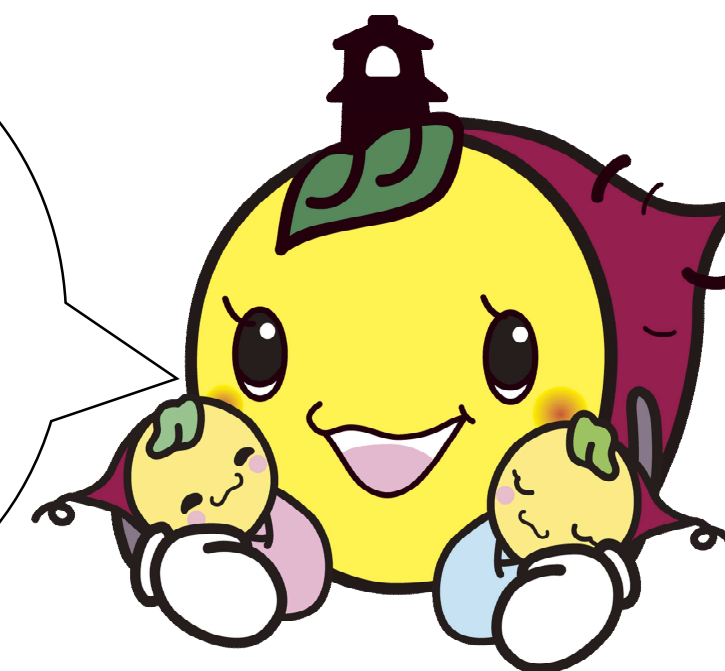
○上記施設(川越市委託)とは別に、以下の認可外保育施設においても、病児保育を実施しております。
開設日時や利用料金等、運営方法が異なりますので、詳しくは直接施設へお問い合わせください。
ここしあ保育園(郭町2-3-11) 電話番号:049-298-5226

病児・病後児保育 利用の手引き

病児・病後児保育とは？

保護者の勤務の都合等により、病気又は病気回復期のお子さんを、実施施設で看護師・保育士等が一時的にお預かりする事業です。
(※保育事業ですので、処方薬の投薬以外の医療行為(吸入・注射等)は行いません。)

利用前に必ず施設
に仮予約してから、
医療機関(かかりつ
け医)を受診してく
ださい。



川越市マスコットキャラクター ときも

〒350-8601 川越市元町1-3-1
川越市 こども未来部 こども育成課
電話 049-224-5724
FAX 049-224-6705



川越市ホームページ
(病児保育事業)

ご利用にあたって

1 対象となる児童

川越市内に住所を有する生後2か月から小学校3年生までの、病気又は病気回復期の児童で、保護者の勤務の都合、疾病、事故等の理由により、家庭において保育できない場合が対象です。

※病気の児童(病児)は、回復期には至らないが、症状の急変が認められない場合に限りです。

◎下記の病名及び状態の児童は、他の児童への感染予防等の観点からお預かりできません。

- | | | | | |
|----------------------------------|-----------|--------------------|-------|-----------|
| 1 麻疹 | 2 風疹 | 3 水痘 | 4 百日咳 | 5 流行性耳下腺炎 |
| 6 流行性角結膜炎 | 7 気管支喘息発作 | 8 感染性胃腸炎(症状が重度の場合) | | |
| 9 食品、飲料を経口で摂取することが困難な状態 | | | | |
| 10 重篤な病状で、ベッド上で絶対安静、又は完全隔離が必要な状態 | | | | |

○上記の病気以外であっても、医師の診察の結果、病児保育室の利用は困難と判断した場合や隔離室の状況によっては利用できません。

○頭じらみ症は利用対象外です。

○基礎疾患を有する場合、その程度によっては、施設の受入体制等の状況により利用できない場合があります。利用予定施設へ「仮予約」する際に、予め施設へご相談ください。

2 利用料金(利用当日、施設にお支払いください。)

1人日額 2,000円(※施設窓口で、生活保護受給証又は世帯全員分の市町村民税非課税証明書を提示された場合は無料です。)その他、物品代(おむつ代等)が別途かかる場合があります。

3 利用できる人数、期間

施設ごとに、1日あたり3人まで。児童1人につき連続する7日(休室日含む)までを利用限度とします。

4 当日お持ちいただくもの(すべての持ち物に名前を記入してください。)

病児・病後児保育利用申込書

診療情報提供書・・・医師に必ず記入していただいでください。

服薬中の処方薬(飲み薬、塗り薬、解熱剤の坐薬等)及びその説明書(※市販の薬は不可)

ハンドタオル又はガーゼハンカチ(数枚)

バスタオル等2枚(お昼寝の時に使用します。)

着替え(肌着含む。必要枚数をお持ちください。)

汚れた物を入れるビニール袋(2枚以上)

お弁当、おやつ、飲み物(高熱の方は多めに(1ℓ以上))、おはし又はスプーン、コップ(初めて食べる食品は避け、体調にあった食べ慣れたものをお持ちください。)

☆以下は必要な場合お持ちください。

哺乳瓶(飲む回数分の本数)、ミルク 食事用エプロン 紙おむつ、おしりふき マスク

※アレルギー等への対処ができませんので、食事の提供はいたしません。

5 その他

○お迎えは、必ず午後6時までにお願ひします。時間延長はできません。(時間厳守)

○診療情報提供書の記載内容に関わらず、病状が重い場合は利用をお断りすることがあります。

○児童の容体が悪化した場合など、緊急に連絡させていただくことがありますので、必ず連絡が取れるようにしておいてください。児童の状態によってはお迎えをお願いしております。

また、児童の容体が急変した時には、協力医療機関で医療行為を行う場合があります。

○感染症については細心の注意を払いますが、感染の可能性についてはご理解ください。

○利用に必要な書類は、市役所3階こども育成課、各病児・病後児保育室、市内の認可保育所、小規模保育施設、認可外保育施設、幼稚園及び学童保育室にごさいます。

また、川越市ホームページからダウンロードすることもできます。

URL: <http://www.city.kawagoe.saitama.jp/> 又は

※トップページの「便利なサービス」→「申請用紙ダウンロード」→「乳幼児・子ども」

ご利用までの流れ

①市内に住所を有する児童(生後2か月～小学校3年生)が発熱又は発病

②利用予定施設に電話し、利用予定日の空き状況を確認のうえ、仮予約

○仮予約の際、氏名、生年月日、年齢、住所、病状、基礎疾患の有無(疾患名)及び連絡の取れる電話番号を施設にお伝えください。

○併せて、利用時に必要なものや、キャンセルの手順を施設にご確認ください。

○病後児保育室は、病気回復期の児童のみ施設をご利用になれます。

③医療機関(かかりつけ医)を受診し、医師に「診療情報提供書」の記入依頼

○月1回に限り、診療情報提供書の発行料は無料です(2回目以降は有料)。

④電話で施設に本予約を行い、書類及び必要なものを持参して利用施設へ

○書類: 病児・病後児保育利用申込書(利用者が記入)、診療情報提供書(医師が記入)。

○必要なもの: 左記「4 当日お持ちいただくもの」をご覧ください。

⑤利用施設に利用料金(1人日額2,000円)をお支払いください

○利用料金免除世帯(生活保護世帯又は前年分市町村民税非課税世帯)の場合、窓口で生活保護受給証又は世帯全員分の市町村民税非課税証明書を提示してください。

⑥施設窓口で「利用承諾通知書」を交付します

【お願い】

キャンセル待ちの方もいらっしゃいます。キャンセルの場合は、午前8時までに速やかに施設に電話をしてください。1人でも多くの方が利用できるように、予約のキャンセルをする場合は早急に申し込みをした施設にご連絡ください。

幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月1日からスタートした幼児教育・保育の無償化により、病児・病後児保育の利用料についても、認可外保育施設、保育所の一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用と併せて、上限額の範囲内で無償化の対象となります。

無償化の条件 (右記の条件をすべて満たす場合に、無償化の対象となります。)	○今年度4月1日時点の年齢が3歳から5歳の子ども(上限額37,000円)。 ○認可保育所、認定こども園(保育園枠)に在園していない子ども。 幼稚園・認定こども園(幼稚園枠)に在園している場合は、預かり保育が一定水準未満(教育時間を含む平日の提供時間が8時間未満または年間開所日数200日未満)の園に在園している子ども。 ○川越市に幼児教育・保育の無償化に係る「子育てのための施設等利用給付認定申請書」を提出し、「新2号認定(保育の必要性の認定)」の通知を受けている子ども。
無償化の対象となる費用	○利用料2,000円。 ※利用料以外の物品代(おむつ代)等は無償化の対象外です。
無償化の方法	ひと月分の領収書と提供証明書、施設等利用費請求書を併せて、川越市保育課へ提出してください。なお、病児・病後児保育の利用以外に、認可外保育施設等の利用がある場合は、認可外保育施設に、他施設分もまとめて提出してください。後から口座振替により、利用料を振り込みます(償還払い)。